

吉賀町水道料金審議会 第5回議事録

日 時 令和6年7月10日（水）午前9時30分から11時20分

場 所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

審議委員 出席：山吹委員（会長）、田村委員（副会長）、

水津委員、山脇委員、光長委員

欠席：岩上委員

事務局 河野建設水道課長、小谷主幹、安達主任、桑名主事補

1. 開会

発言者	発言内容
事務局 河野	それでは皆さん。どうも、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今よりですね、第5回水道料金審議会の開催をさせて頂きたいという風に思います。 本日、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。 岩上委員さんにつきましてはですね、本日、所要により欠席ということでしたので、ご報告の方をさせていただきます。
事務局 河野	最初にですね、配布資料の方のちょっと確認をさせて頂きたいんですけども。 まず、レジュメが1枚ですね。そちらと（第4回の）議事録（案）の方です。これが11枚あります。これが本日の配布資料でございます。 それと別にですね、事前にですね、郵送させて頂いておりました、答申案のたたき台の方としまして、A4を4枚分ですね。これをお送りさせて頂いておりますけれども、お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それで、本日はですね、パソコン等もちょっと持ってきておりますので、修正等あればですね、適宜修正して印刷をして確認をして頂いてという形でちょっと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それではですね、以降の進行の方、山吹会長さんの方、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 諮問事項について-審議	
【資料⑨-1】（※各委員へは開催前に事前に送付している。）	
発言者	発言内容
山吹会長	では、皆さん、改めましておはようございます。 じゃあ早速ですけど、たたき台のほう目を通して頂いたと思うんですが、僕はこのA4紙1枚ぐらいかなと思ってんですけど、やっぱり前回もこう、ボリュームこのくらいあったんですか。

事務局 小谷	前回、平成19年はそれこそA4で1枚の片面だけだったんですけども、作っていくにあたって、皆様の意見とかですね。今はインターネットで色んな事業体の答申が見られるので、それを見ていたんですけど、大体、審議の結果こうなりましたって、シミュレーションとか表がつくんですけど。審議会という議論、こういった意見が出てっていう積み重ねのところがちょっと大事なかなと思ひまして、意見紹介じゃないんですけども、こういった意見がありましたというところで、載せている内に膨らんでしまいました。
山吹会長	分かりました。来て、頭から読んで、読むのが大変じゃなと思ったんです。大体こんなもんなんでしょうね。
事務局 小谷	そうですね。開催状況とか名簿は大体流行りの流れというところで付けたものですので、その辺りは審議委員さんのお考えで、つけてもつけなくてもいいところであるかなと思いますし、中身の方も、ここが長いから削るとか、逆にちょっと意見が漏れているとかありましたら、ご審議をいただけたらと思います。
山吹会長	今、私の感想というか、事務局の方から説明がございましたけど、どうでしょうか、最初にですね、考え方として、これ長いけど、ちょっと文言を変えてこのまま修正して出すのがいいか。それとも、もうこのペロッとこうなりましたって出す方がいいか。皆さん、どう思われますか。
光長委員	読ませてもらったんですけど、作るのも大変だったとは思ひます。 それで今、会長が言われたんですけど、ぱっと見て、大変こう長くて、ちょっと分かりにくいのかなという風には感じましたので。一応、答申書の体裁をどういう風にするかっていうのは、ここで、最初にそれを考える必要があると思うので、方針の項目と付帯意見が主になると思うので、それを答申として。あとの細かい内容については、付属のような形にして、答申書は、簡潔にした方がいいのかなという風に、私も思ひました。 その流れでいくと、2の審議の概要というのと、3の審議の内容というのは、情報なんか同じような意味じゃないかなと思ひつつ、審議の概要っていうのも書いてあって、審議の内容は、事細かく、議事録的な感じで書かれていますので、その審議の内容の部分については、議事録を見れば逆に分かるじゃないかなという風に思ひましたので。とりあえずは以上です。
山吹会長	はい、ありがとうございました。
田村副会長	最初の会長さんの仰られたように、もっとうる短い用紙で済むのかなと思ひましたが、今までの費やした時間の内容は全部、ここに書かれてありますので、私は、今、光長委員さんが言われたように、例えば体裁みたいなものがあるならば、今まで私が見たその答申内容と比べたら、ダントツにこの、なんていうかな、今までの皆さんの意見を載せていて、むしろ私はこういうものがあるってこそその答申の、今から後の皆さん、この時代が下がってもこういうことを審議したっちゃう、確かにそれは議事録見れば、全部、載っとるんだけど、議事録を見る人なんて、この吉賀町におるんかっちゃう気がするんで。

	私は、議事録、今まで教育委員会なり企画なりのを、お金を１ページ何円って言いますし、カラーだと７倍ぐらいなるんだけど、そういうのを求めて見た人間じゃけど。ああいうのをこの吉賀町で、なんちゅうかな、学習して身に着けるなんちゅうようなことを公民館は社会教育で言っとるけど、そんなことをする人がおるんかちゅう気がするほど時間に追われて、忙しさに、生活に追われるっていうか、流されるっていうか。そういう時代の真ただ中にある中で、こういうのをじっくり読んで、自分の、なんていうか、生きる糧にしようみたいな人がおるんかって言ったら、私はおらんだろうと思う。役目のある、例えば建設課の職員さんとか、あるいはその関係した、産業課にしても水に関係したところの人がそういうものを読むんかとか。議員さんにしても、じっくり全部その議事録を読むちゅうたら、一晚以上はかかるんじゃないかと思うんですが、そういうのがこの吉賀町におられるかっていうか。めったに、私は、はっきり言って、失礼だけど、そんなにいないんじゃないかと思って。むしろこういうものをちゃんとつけた答申の方が、私は自分のためにもそれがいいと思うし、こうした時間をみんな熱心に過ごしたちゅう証でもあって、いいんじゃないかと思います。それで、言いたいのは、なんでこういう意見をつけるかちゅうと、日本国憲法の、書いてきたんだけど、１４条の法の下での平等との、１６条の請願権と２２条の住居移転、職業選択の自由と、２５条の健康で文化的な最低限の保障っていう、そういう憲法の１番、国是となることで、こういう意見を書いて国に採択条件を改訂せいと。吉賀町も意見を、なんちゅうか市町村会でもいいから、そういうもんからいろんな働きかけて国に是正させる、っていうような運動を意見しなさいよっていうことが言えるんだ。大元の根拠になるんだっていうようなことで、こうしたものはちゃんと載せていただいた方が私はいいと思います。以上です。
山吹会長	えっと、言われるのは、田村副会長さんはこういう様式でいいと。それで光長委員さんはこう、答申の内容とか改定時期とか、付帯事項っていうのをこう、バンバンバンとやって、ここで私たちが今までやってきたことを、別紙っていうことはないけど、なんかそういうような感じでやったらどうかと。 水津委員さん、どうでしょうか。型として。
水津委員	普通がどうなのかっていうの知らないですけど。どっちでもいいですけど。もうちょっと分かりやすいもの、賛成意見と反対意見がハッキリ分かるような、全部もう（料金を）上げる前提の話をしたようにしか見えないので。こう意見も出たけど、やっぱりこれ無理だなみたいな、そういう。住民代表として来てるんで、これだとちょっと上げる前提の話をしたように僕は見えちゃったんですけど。上げなかったらこうなる、だったら無理だねっていう過程が僕は欲しいかなと。あとは別に内容、形式にこだわりは別に。興味がある人は見ると思うし、興味ない人は結果だけ見て上がるんだなあ、ってなるだろうし、と思います。
山脇委員	何日間か集まっての審議をしたものの中で、私たちの中から出た意見って

	というのは、多分住民の方が、なんで水道料金が上がるのか、上げないといけな いのか、上げない場合はどうなのか、水津委員さんが言ったみたいに必要性が あるっていうことを理解してもらうためにみんな色んな意見が出たんですけ れども。そうすると、やっぱりこの中で出た意見ってというのは、皆さんが思わ れるようなことを私たちはやっぱり質問して回答をもらってっていう風に、 話を今までしてきたと思うんですよ。だからこの項目をです、こう分かりや すくしてって、その中でこういう内容で話し合いをしたんだってということが 分かるような形で少し絞って。ただ、こういう意見が出たってということは皆 さんに伝わるように作って頂ければいいのかなっていう風には思います。 こういう審議会ってというのは、これをやる時に 1 番最初に言ったんですけ ども、「やりました」のアリバイ作りのために私たちが来てるわけではないっ ていう風に話したんですけれども。やって、審議会が OK でしたので、これで やりますってというようなことで、(町民の) 皆さんにね、出してもらうって いうのの納得は私はいかないので。 やっぱりこれをやった意味、ここで出た意見、やっぱりそれをすごく一生懸 命考えて出た意見がこういっぱいあるから、こう中身が大きくなった。項目を 少しく絞った形にして作って頂ければ、ここで出た意見とか内容とかって いうのも、皆さんが疑問に思われるようなことについて話をしたんだと、伝わ ればいいのかなという風に思います。
山吹会長	はい、ありがとうございました。 そうですね。色々、形の問題ですけども。私もこれをやったことはないので 分からないんですけど、私は基本的にはもうこの紙をペロッと出してすむか なって、ちょっと思ってたんですけど、答申の内容と、水道料金の改定時期、 それと、あと、付帯事項ぱぱと書いてあればいいかな、と思っておりました。 それで、皆さんの意見を聞いて今思うのは、どういう話をしたかということ が、証ということは無いですけども、そういうのはあった方がいいなってい うのは、私もこれ、昨日読みながら思いました。 それで、どんな話をしたかっていうものをメモってあればいいなって思 いました。それで、皆さんの意見を聞きまして、答申の内容でということでも、 水道料金の料金水準についてと、それと水道料金の改定時期と、それと 4 番、 5 ページの付帯意見っていうのを、こう始めパンパンと出して、もうこういう 意見ですっていうのを出して、その中で、今度は光長委員さんに言われたよ うに、こう何かこう、じゃ、お前らどんな話をしたかっていうのがわかるよう な、審議の概要とか、諮問の背景とか、審議会の開催の答申とか、その内容と かっていう、こういうような、水津委員さんも言われましたが値上げありきでや ってるんじゃないんだよっ、ていうようなところをよくわかるようにですね別 冊ってことはないけど、そういう場合、やった方がなんかあまりにも長すぎ て、それで、審議をやりました、やってきました、といって意見がぽんと出 て、それで最後に付帯意見が最後に 5 ページになっていますけれども。それより

	は料金水準、改定時期、付帯意見というのをはじめに出して、少しわかりやすくしてでも載せて出したら、見られる方もインターネットなんかで公表されるんでしょうけど。答えはこうだ、だけど、俺たちはこんな話をしたんだよ、という背景があったんだよっていうので、こういう風にやればと書くのは大事なことかなって今皆さんの意見を聞きましてですね、私たちがやったこともやったし書いていただく。水津委員さんも言いましたけれど、（値上げ）ありきではなくて説明を聞いて、そうなのか、じゃあやっちゃいけないな、あけていけないいけないっていう事を審議したんですよ。ということを書いたらいいんじゃないかと思うんですがどうでしょうかね。どんなですかね、形として。
光長委員	この答申については、はっきり言うと、水道料金の30%程度の引き上げ、値上げが1点と、それから水道料金の改定時期についてということで、この2項目が答申の趣旨というか主題というかになってて、で、この叩き台ではそうなんですけども、それがまず審議会の答申としてきちっと合致してるかどうかというところを決めていって、で、その結論を出した理由的な部分を若干こう説明を加えるような形で、この今叩き台で書いていますけど、そんなぐらいの量的なものでこう説明できればいいんじゃないかなと私は思います。 それと、この改定時期なんですけど、ちょっとたたき台を見るとあんまりちょっとよく分からないんですけど、水道使用者への経済的な影響を見極め判断云々って言葉があるんですけども、これ、水道料金の水準の方の文章の中にも全く同じフレーズがあるんですけど、これを意味するところが具体的になんなのかなというのがちょっと疑問だったんですけど。それはそれとして、後でまた聞けばいいことなんですけども。 基本的には、2点が答申の趣旨であれば、それをやっぱ大きく出して、さっき山吹会長さんが言われた、あと付帯意見を最初に持ってって、私はその付属でいろんな細かい説明をつけて、要は答申書を町長に返す時、管理者に返す時にその山吹会長さんがそれを持っていくと思うんですけど、答申書を出して、その別添のやつはそれを見ながら口頭で説明を加えてもらうような形で私はいいんじゃないかなという風に思います。
山吹会長	ですと今のは、答申でここを出して、あとのこの付帯事項を頭に持ってきて、また色々審議の概要とか色々、意見とかやってたことはもう文章である程度説明する時にその材料であって、答申書と一緒にし出すなくていいっていう。
光長委員	うん、その辺が微妙なんですけどね。ちょっとよく分からないんですけど、答申書で、今2項目を書いて、理由とそれから付帯意見については、答申書として作った場合、それは多分、答申書としてもう全体に公表されるものだろうと思うんですよ。で、あとの部分が、このたたき台で言うと2番目の審議の内容とか3番目の審議の内容っていう部分を、その公開する部分と一緒にするかしないかっていうところで、判断が分かれるかなという風には思いまし

	た。 で、田村副会長さんがさっき言われたのは、その細かい内容についても、多分町民の人に見てほしいという意味だったと思うんで、どんな話し合いをしたかっていうのがみんなに分かった方がいいっていうことだったと思うんで、ちょっと、私もちょっと判断に苦しいんですけど、その辺はちょっと皆さんにもお聞きして判断すればいいのかなと思います。
山脇委員	いいですか。私、こういう話し合いに出た時には、話し合いに出て話をしてる当人は分かるんですけども。で、例えば、この中で話し合ったことに対して、町長に出しますよね。こういう風に話をしたので、っていう風に出して、町長へも話をして、この内容を説明すればわかると思うんです。でも、1番分からなければいけないのは、町民が、なぜ水道料金が上がるのか、なぜその時期でなければいけないのか、必ずしも上げなければいけないのかっていうことをしっかりと理解してもらうために、これをやった意味があると思うんですよね。で、そうすると、例えば説明会をやったとして、じゃあ説明会に何人来ますか。で、説明会に来た人が話を聞いて、内容をしっかりと完全に理解できるかどうかっていうことを考えた時には、大方の人が説明会にも出なかったり、それから、こういう風に決まったんじゃ、なんでなんだろうかっていうところで終わってしまうと思うんですよ。で、やっぱり今まで町がどういう風にやっていくかっていうことが色々決まっていくなけども、それがなぜそういう風にしてこうやっていかなければいけないのかっていうことを町民が1番分かるように伝えることが1番大事だと思うんですよね。なので、その皆さんが見る書類としてどこかに載せるのであれば、やっぱりこういう意見が出て、こういう風な経過でこういう風に決まったんだっていうことは、ここで、その出したもので皆さんにある程度は伝わるような形にしないと意味がないと思うんです。内容はどこまで絞れるかっていうのがありますけれども、こうだから、この水道料金は上げないといけないんだっていうことにまで行きついた経緯みたいなものが、この話し合いの中で質問したことで答えてもらって、それがこうなったっていうのが分かるというのが、こういうのを読んでわかることだと思うんで、中々読んでも理解しにくい部分もあるかとは思いますが、そういうことが出たっていうことが、私はその一般の町民の方に伝えられることだと思うんですね。分からない部分の中で物が決まっていて、他人事の様に、皆さんが感じられるのではないかなと思うんです。 せっかくここでこう話し合いをして、一生懸命意見が出て、それは町民の方にも思われるようなことの意見が出たわけですから。だから町長に分かってもらうためにこれを作る訳では無いと私は思いますので、町民の方に伝わる形で作るべきだという風に思います。 ある程度説明が入っていると分かりやすいかなと思います。
田村副会長	ちょっと今の山脇委員さんと近いんですけども、今言った通りもっと簡略、あるいは、さっき光長委員さんが言われた町長に答申を渡す、提出する、口頭

でとか、色々こう、その方法はあるかと思うんだけど、やっぱり自分は、なんちゅうかな、今こう合併がこんだけ進んで、1, 718かな、全国に市町村があるのがそういう、こう新たにこう再編されたのが、この度の能登の地震で水道があんだけ痛めつけられて、未だになかなかっていう時に、簡易水道で昔から地域がやとったちゅう、そういうなんか見直しされとるとかいうようなことがあって、そんだけ中山間地は人口が分散しとって都会のようにいかんっていうところもあって、こういう今の制度で自分らがちょっと料金上げちゃ、その採択要件にクリアしてこれやっていくちゅうことが、一極集中を押しとる、応援しとるような仕組みに俺はなんとなく感じて、それ言葉でなんでそうなるかっていうのはまだよう言わんけども、感じとしてはなんとなくそんな感じがして、全国、津和野町もそうですよね、40%とかいうようなことをやりながら、一極集中、東京応援しとるような感じに受け取られて、やれんわけだけど。

そうじゃなくて、自分たちがこの今言ったようにどこに住んでもいいんだちゅうこと、憲法があって、そこでこう何代もここでこうやって暮らしとるのに、みんな自分らの若い者に教育させて、東京へみんなやって、ブラックホールみたいなことになっちゃって。子育て支援でみんなやっているけど、子供本人じゃないんだよアレ。皆、親とか周りの保育園とか、そういうものに。子供本人に支援しとるちゅうのは吉賀町だけだ。学校給食、本人が食べるものに安全な食材を提供しようかちゅうようなことを、ようやっと詰めかけた訳だ。これがもう日本で1番先端のところ、尖ったところへ、吉賀町は行とる。それをみんなは、なんだ、支援のためのサービス合戦みたいなことを思ってるけど、いや、違うんだと。命をどんだけ長く生きるかを大切にすることをやってるんだよ。その時が水が1番肝心になるんだ。うん。そういう時に、せっかくこういうことをかなり考えて意見吐いたのを、自分らは口頭で消えてなくなる文章にしたくないわけだ。だって、町長も変わるんだよ。あんたがたも変わっていくんだよ。もう人生30年としたら何人、建設課、水道課で変わると思う。その時に、過去のこの村の人が、町の人がどんだけ熱心に審議したかみたいなのが無くなっちゃうんだよ。電子で残るかもしれんけど、そんなものを見るやつはいないんだよ。俺もインターネットやってねえから。うん、だからちゃんと総務課行って文章書いて、議事録をお願いして、うん、田村さんカラーにしたら何倍なりますよと。いいよ、光長委員さんも（当時は）教育委員会おられたと、傍聴に出てくださいいっちゅう秘密で会議せなあかん。それも黒塗りだよ。何ページもあるからいいですかっつったら省きましょうか。いや、省かんでいい黒塗をくれって言った。だって、その時間を俺は外に出とったちゅうのがわかるから。

そういう証拠として、自分の生きた存在感として、こういうことを残したい、うん。それから、あなた方、こんだけやっぱり今当事者の1番矢面にいる建設（建設水道課）の職員さんだ。それ、一生懸命こういうことを最後一緒に

	した時に省かれて、口頭でちゃらっと、こう会長がちゃらっと言ってね、それで済まされていいのかっちゅう感じもするんだけど、俺はやっぱり残したい。うん、証拠として残したい。この時間こんなことをしたんだって、これが歴然とした証拠、それが後の人の勉強になると思う。 まずいことを言ったら、まずいことを言ったことが勉強になって、それは失敗が許され、この吉賀町で、なるほど、ここで育つんだっちゅうのは、うん、I ターンの人たちにもそういう、こう、ゆとりがある町だっちゅうのが知られて、これにもなると思うんだよ。そういうことが、だから私は、うん、これでもういいですよ、そういう憲法の裏付けでちゃんとこういうことを言ってますというようなことで、私は、こういうのは評価して出してくれた方が良いと思います。
光長委員	これ、ちょっといいですか。そもそも、この答申書はどういう風に取り扱うつもりなんですか、事務局は。何が聞きたいかっていうと、答申書を、例えば全文を広報に印刷して全戸配布するとか、そういうことまで考えてるのかどうかっていうことが重要。
事務局 小谷	すいません、ちょっと中では詰めてないんですが。議会ではとりあえず。
光長委員	それは当然議会へは出すかもしれないです。答申書がどういう公開のされ方をするかっちゅうのが問題だろうと思うんで。仮にそういう例えば全戸配布とかしないんであれば、議事録も一緒なんですよ。で、今田村副会長さんも言われた、この、この審議の内容で一番分かるのは議事録なんです。議事録を見るしかないんで。で、公開されるんやったら、そんな答申書に書いてあって公開されるんだだけ、議事録と同じ扱いっっちゃうことになるんで、見たい人が請求してみるしかないと思うんですよ。で、今、議事録は、ネットで公開されているので、そこで見るか、ネットやってない人は、ペーパーでしてもらうしかないんで、と思うんですけど。そもそも、この答申書をどういう風に取り扱うかっていうのが。で、多分決めたらいいんじゃないかなとは思いますが。で、皆さんの総体の意見としては、この審議の内容が町民にあからさまにされた方がいいっていうご意見なので、それはもう当然、議事録が公開されている以上はもう傍聴も出来るし、あからさまになってると私は判断します。 わざわざもう答申書に事細かく書いて出す必要は私はないと思うんですけど、そのやり方は、この答申書をどういう風に扱うかっていうことでも変わってくると思うんで。
田村副会長	いや、光長委員さんの言われるのは真っ当にその通りなんです。ところが、私がその意見に反論するのは、3, 000何世帯っていうたが、今2, 000切ったと思うんですが、2, 000世帯、そのうち5割以上が老人世帯で、その老人世帯のうちもう4割近くが独居なんです。そういう方たちが、後期高齢者、75歳を過ぎたらもう収入のあることは1か月何にもしないっていうアンケートを保健福祉課と社協が取られてますよ。それを見て私は言うんだけど、そういう人が、例えば私たち八幡さまの泥落としの時には

	大払いっていう掃除を氏子さんが出て、それで秋には感謝祭っていう前夜祭で、お祭り神楽を奉納したりっていうことをやっとなんだけど、その時、神社費っていうのをつないで歩く時にこらえてくれとかね、そういうの出されないお家もあるんですよ。それと、自治委員さんは、緑の募金とか、日赤のそういうのがね、やってるんですよ。そういう時に、水道を閉めてシャワーを、風呂を沸かすのをシャワーに変えるとか、そういう、こう考えは当然生まれてくる訳だ、うん。だって、どこを削るかっちゃうと、そういう考え方しか出来ないわけよね。それで今言った神社費はちょっとこらえてくださいとかね、そういう言葉で、うん、祭りを迎えられる人が、こういう吉賀町は増えてきてる。その時に、パソコンで公開しとるからとか言ったって、実際にお年寄りが、俺たちも、つい最近も亡くなったけども、その亡くなった方の通夜とか葬儀とかいうのが、サンネットにちはらでね、公開されてるでしょ。もうその見方もね、もう追いつかないんだよ、うん。それを教えるのに、相撲をやった時期じゃけど、これを変えて、サンネットのチャンネル出して、こうしてやるんですよって。ちょ、もういっぺん初めからやってくれて言って、もういっぺん初めからって言ったら、サンネットの画面で、違う違う相撲を出しといてくれって。相撲をNHKを出して、それからこうやってくれ、そういう家庭が増えていきよる時に、やっぱりこういう、こう、丁寧な文章ってのは残るっていうのは、いや、必要だよ。吉賀町は言うとかけど、最先端のこう、なんていうかな、このパソコン時代の、インターネットの時代の技量は持ってないよ、まだ。うん、持ってない。そういう自治体の住民がその上をいってないから、自治体の職員さんや、行ってないから、はるか遅れていきよるから、その遅れをどうやってやるか言うとか、こういうものはちゃんと残すという方にもうちょっと、これは水道審議会の委員より違う教育委員会の、社会教育の方の意見なんかもしれんが、丁寧にこういうことは繰り返しやっていかんと、山脇委員さんが言ったように、住民が賢くなっていかない、共有できない。共有しようと思ったら、こういうことを本当「あんたたち何やってるのか、紙がもったいないよ」って言われるぐらいに、繰り返し繰り返し繰り返し。それでも身につかない人がおる世の中だから。
光長委員	いやいや。だから、そうだから。この答申書を広報に全文を印刷して各戸配布までするんだったら、こと細かくやって皆さんに配っても意味がある。ネット使えない人も広報を見れば分かる訳です。だから、そこまでするんだたらもう入れたらいいんじゃない。
田村副会長	それじゃ（広報よしかに）水道コラムを出しとるが、あのページをもう一冊分ほど増やしてもらって…それはそうとうアレだね。
光長委員	まあ、どうかとは思う。私はそこまでは必要はないと思うけど、今言われるような意見が総体でこの中で多いのであれば、で、だから、事務局がこの答申書をどの程度までこう、公開の仕方をどうするかっていうんで、その内容も

	変わって。で、そういう風に公開せんのだったら議事録と同じなんですよ、見る人の立場からすると、今、田村副会長さんが言われたように、もう事務局が答申書印刷して配らんだったら、だったら、ネットで見るか情報公開するかしないんです。
水津委員	今のところどっちの予定だったんですか。それが分からないと進まないんですけど。
事務局 河野	今ちょっと考えておったのは、当然これを元に議会で説明とかする訳ですけども。で、議会とかで通れば、その後に住民説明会を行う予定でしたので、その時には当然これを全部配布するという形ではおりました。それで、今のその各戸配布とかまでは、要は、答申が出ましたと概略を広報とかに、ページ数があるというのもありますけれども、書いてお知らせをします。で、住民説明会の時にこれはお渡しするというか。で、一応考えておったのは、そういう感じかなという風に、ちょっと漠然とではありますけれども。一応そういう感じかなという風にこちらの方でちょっと考えてたところです。
水津委員	じゃあ、アレなんですよ、ここの答申書って基本的には町長が見る。町長と議会に提出する。
事務局 河野	そうですね。町長に答申をして、最終的には議会で、どっちにも説明をします。その時にはこれを出して、説明をします。
水津委員	で、例えば議会を通りました、そうすると、値上げが決まりましたってなった時には、第Ⅰ段階は水道料金審議会を通して決まったので、議会に上げてOKが出たので、水道料金値上げが決まりましたっていう形でことですよね。
事務局 河野	一応ですね、答申が出た段階で、一度その答申が出ましたというところの広報はさせてもらおうかなという風に思っているところです。
水津委員	僕、今ここにいて水道料金が上がるんだなっていうのが分かるんですけど。多分ここ来てなかったら、知らない間に多分水道料金上がると思います。そう、確実に100パーです。
事務局 河野	あの、当然、広報とか住民説明会もする予定ですので。
水津委員	住民説明会も多分500人に1人ぐらいですか、来て。今まで来たことあります、いっぱい？なんで、絶対知らないまま「おい、水道料金上がったな」というのがほぼ町民の殆どだと思うんです。どうやって、これを知らせるっていうのは大事だと思うんです。こうやって、こうやって上がっていったっていうのを、何やってもなんすけど、値上げされる時って知らない間に、急に上がったなっていうのが住民の考えなんです。だったらそれを変えないけんと思うんで。多分、皆さんって言われているのは、思いを残したいっていうのは、その、住民にはその段階がないからですね。僕ら普通に生活しとったら、通帳を見て「あれ、水道料金上がったの今月」ってなるのが第Ⅰなんです。例えば、これが広報に出てから、こういう話興味あるっちゃうか、ちゃんと見てる人はもしかして水道料金が上げられるのかなっていうのが段々分かるんで

	す。そういうことを知らせることは結構大事かなと思います
事務局 河野	そうですね。こちらですね、やっぱりいきなりなんで上がったんだっていう話になるのは当然避けたいということがありますので、実際にあげる前にはですね。こちらとしても、媒体としては、それこそホームページで公開するとか広報であるとか、あとはその住民説明会であるとか、そういった方法によってという形にはなりますけれども、事前に皆さんにお知らせはしていきたいとは思っております。
事務局 小谷	１回目に配布した資料の⑥-Ⅰで、審議会の流れっていうのをちょっと配ってまして、一応ここで議会で可決された場合のザックリとした方向の予定は書いてはおるんですけれども、具体的なところは決めていない状況です。それで２回、水道コラムに今審議会のこと２回ぐらい載せてるんですけど、ちょっと反響全然なくてですね。 自分が地域にでた時、ちょっと周りにこう（値上げの）話をしてみるけど、病院の話に大体切り替わってって、病院のあれがこれがと言われるという流れ。ちょっと水道料金のお話っていうのは全然浸透していないなというのは、自分は肌で、感じているところです。
水津委員	住民としては上げられるまで興味ないんです。自分がお金払うっていうとこまで行かないと興味がないのが、多分普通に生活していたらそうなんです。だけど、避けられん値上げがあったんだろうなって思うしかないんだけど、その過程っていうのは僕見たことないんですね。今初めてだけど、今も値上げされる過程の多分Ⅰ段階。多分、役場はあげたいんだけど、ハンコここについてくださいっていうⅠ個目のハンコじゃないですか、これが多分。そう、そういう過程をなんかその住民が見てるって、「おいおいおい、ちょっと待ってくれ」って声かけれるじゃないですか、普通の人って。上げられて、「なんで上がったんかい」っていうのが初めての住民の声じゃないですか。 今あげようとしてるねっていうのは見たことないんで、なんかそういうのを住民が知るっていう方法っていうのはなんかあったら、で、なんで上げようとしとるんかい。って言った時に、こういう文章を見ることができる。 そのホームページの議事録っていうのは多分無理なんで、普通の人見ないんですけど、広報に入ってたらすぐに水道料金あがるんか、なんでかって読むと思うんですよ。そういう方法を残したいっていうんだったら、そういう方法を取るしかない。広報に載せるしかない。
田村副会長	いいです。その、今の水津委員さんが言ったように、なんていうか、あいだの審議とか、その段取りとか進み方っちゃうのは、住民にとって分からんまま共有、共有っていう言葉、いつも言葉に出るんだけど、最初に言ったように、ここの住民は水がⅠ番大切だと、そんで満足してるとかいうような、こう、（まちづくり計画の）アンケートが、今、２次のを２遍ととるんやけど、それでも２回とも、そういうのは、ダントツ水については関心持っておられて、ほんで、ここの町がいいか悪いかっちゃうのは、そういうアンケートの満足度

	が高いほど、その町に住民が愛着を感じるっていうことなんで、それは知らないままに、満足のところへ〇をするか無記入になるかっていうのでポイントがだいぶ違ってくるわけよ。無記入だとカウントされない。あれ、知らないとか分からないっていうのはカウントされるわけ。その無記入と分からないがダントツ多いです。 だから、パーセンテージで言うけども、無記入の数字がもうちょい、例えば（母数が）１００あって（無記入が）５０だと、（回答の）５０のうちに満足が１あったら２パーセントになる。そのところが無記入の５０を入れてないから、そういうのになるんだ。無記入の５０入れたら半分になっちゃう。それほどに住民がここに満足しとるか満足してないか、あるいはやや満足とやや不満足とかいうような項目に分かれるんだけど、知っと思って満足する人ほど、この町を愛して、将来こうなって欲しいというような強い意志を持ってる人だろうと思うんですよ。そうすると、やっぱり住民、なんていうか、カニは似せて巣を作るとか、よくああいうことを言うんだけど、やっぱり大きな、なんていうか、希望やらなんやらあると、色んな注文をつけるわけ。 それと同じように、関心を持ってもらおうと思えば、やっぱり水津委員さんの言うように、こう、段階をこうよく知ってもらう方法を繰り返し取って、ちゃんと、今言ったように、吉賀町、いい自治体だねっていうことに、こう階段登っていかうと思ったら、そういうことは今も大事に積み重ねていく時期だろうと。それが済んで初めて、インターネットとかでこう公開、ホームページで公開するっていうようなところ、いずれ行くんだろうけど、まだそんなことではないんじゃないかなと思ったから、こういうことはぜひとも丁寧にあげてほしい。 それを稚拙って言えば、…いいじゃん。俺たちはまだそういうんで、そういう段階でいいじゃんって開き直りでいけばいいんだよと私は思うんだけど。
山吹会長	色々意見が出ておりますけども、答申書としたら、形としたら、答申の内容・水道料金の料金水準とか改定時期とか附帯意見くらいを出したらいいんじゃないかなと思います。それで、今いう意見が、内容とか手順のところがございまして、私も行政に居って思ったのは、全ての人じゃないんですけど、多分この審議の内容というのが３ページ、４ページありますけど、皆さんみんな今見せたら、公開したらって言われますけど、多分興味があるものは見るけど、見ないのが大体ほとんどです、だと思えます。 だけど、この広報に出すのは、やっぱりこの審議の内容ぐらいのところはこう裏表で出してですね、なんでこう上がるようになったんかっていうのは、やっぱり早めに、皆さんが言われるように、上がってからああじゃったじゃなくて、今こういう場合が上がるようになりそうだねっていう、そういうために審議会やりました。それで、審議会ではこういう話をしましたっていう風な、こう出された方がいいんじゃないかと思えます。

	それで、私がよう考えてったら、不謹慎かもしれませんが、この文章出してもいいけど、こう絵を入れて、見やすくようにするにはこう、中に絵なんかを入れて周知を徹底したら、広報なんかでお伝えしたら皆さん見るんじゃないかと思うんですけども。今、見ている中でやったところで、やっぱりどうということ、お話をしたかっていうのは、ちょっとこう出した方が各戸配布した方がいいんじゃないかと思います、よね。どう思います？
田村副会長	確かに、絵とか表とかね、色々こう、分かりやすい方法はあろうかと思うが今の会長さんの言葉の受け取り方が悪いかしらんけど、答申の形があるとするならば簡単になって、こういう言葉が出ただけど。今までも、なんていうかな、色んな町場の、都市の会社、なんとかコンサルタントっていうような会社さんに入って、そういう計画書なり、そういうものを作ってきたんよ。吉賀町は殆どそれなんよ。ほんで、1番肝心のミソで、なんでこういう意見になったんだという。審議委員さん、計画書を作る委員さんもおられて、そのやり取りの文書がない。教育委員会だけはある。企画課はない。そのミソのところを知りたいって言ったら、何にもない、何分間審議しました、っていう。これは、ちゃんと請求文書を出して情報公開に出してもらっても、それしかない。ほんで、二度三度通ったら担当が変わる。そういうんで、やっぱり、こういう、一生懸命こう考えて議論した内容っていうのは決して無駄にならんから。無駄にはならんから。 人が見ようと見まいと、自分が残してほしいっていう、この会が残してほしいと結論もし出したんなら、この会の人、もうそれは、生きていた価値があるみたいなもんですよ、本当、言い換えたら。それぐらいのものなんです。それだが、そうして決まったのが簡単だったら、私も、それは多数決ですから、それは初めからのお約束ですから。でも、こんだけこれは言ったっていうことは残るって、自分で知ってるから、会長さんも光長委員さんもそういう経験されておられますから、ある答申の型みたいなものがあるのも分かりませんが。
山吹会長	いや、答申の型とかというのは、私、知らないんですよ。だから、私が言いたいのは、今光長委員さんが言われたように、この取り扱いをどのようにするのか。それで、これを全部印刷からにして各戸配布するって、これ出しますよって言うんだったら、これつけてやってもいいかなって私は思います。それで、それはしないって言うんだったら、今言った付帯意見までポンと出して、それで、意見はこういうような意見がありましたよっていうのを、広報とか水道のアレが有ったりするので、そこにこうボンと乗せて周知徹底するっていうやり方の方が、要はより周知徹底できるかなって思います。 周知徹底しようと思えば、やっぱりそういう場合に、この形だけで出しちゃったって、この答申書出せばいい、いいけど、コピーして全部町民に出せばいいけど。そこまでするんだったら、これでええと思うんですけど。もしかして、それをしないというのなら極めつけのところは違うんで、こういう話をした人たち、ところは、最低でも広報に出したほうがいいんじゃないかなって思う

	んですけどね。
山脇委員	意見が出たことについても、例えば審議の内容の分で、こういう審議会でこういう意見が出たっていうの、箇条書きでもいいので、文章を絞って、箇条書きでこういう意見が出たっていう部分を後ろの方につけてもらったら、自分らが思うとるようなことを言ってくれたんじゃ、こういうのも話をして考えたんだっていうのが伝わるかと思うんですよね。 だから、そういう形で載せてもらったら分かりやすいのかなとは思いますが、で、やっぱり、例えば住民説明会があります。で、説明しようと思いつて言われたけれども、説明に、さっき水津委員も言ったみたいに、説明会に来ない人が割と多いもんですから、ただ、説明会もやりました、でも来なかった方が悪いでしょうにね、なってしもうたら、やっぱり折角ね、水道課の方も分かって欲しいから説明会やるけど、なかなかそこまで行くっていうのが、皆さん、行かない、あるいは行けない人もいると思うんですよね。だから、やったけ、知りたいんだったら来ればいい、来なかったほうが悪いっていうようなことで終わらせたくないっていうのはあります。折角、すごく一生懸命こうやってくださっていると思うんですよ。水道課の方でも皆さんに分かるようにとか、こういうのすごく作ってくださったりしてるので、そのこのところをやっぱり一緒に考えて、こういう風な意見があって、こういう結論が出たんだっていうこと、住民の方にもやっぱり伝わるという風と思うので、出た意見について、その箇条書き、こういう意見が出たからこういう結論になりましたっていう風なのが伝わるような形で仕上げてもらうといいのかなって。少し内容的にもまとまる感じになるのかなと思うんですけど。
田村副会長	なんていうかな、ちょっと私も矛盾したことを言うとも分かんませんが、共有とか住民っていう言葉を出しましたが、住民はまあ放っておかな。それは住民の興味本位でどうやるか分かんが、私は、それを知らせるとか、これを広報でどうしろとか言うんじゃないくて、この答申書の文章としてはこういうものをちゃんと書いておいてください、その方に私は意見を出しますということで、これが住民にどう取られるか、或いは届けても、見るか見るかは分かりませんが、そういうことは私は求めてはおりません。むしろ、それを求めてる皆さんの方がはるかに私より欲深い人間だと思ったんで。私は、こういう審議をした内容を、案でこういうものを書いて頂いて、よく纏まって、これでいいですということを聞いて、ぜひこういう方針で、お願いしたいと。
山吹会長	こういう形がないって言うんだったら、皆さんの意見で言って、今回はちょっとどういう形で出すかっていうのを、ちょっと形を決めて。
光長委員	今の田村副会長さんの意見から云うと、審議の過程が残ればいいっていうことであれば議事録が残っているんだけど、それが全てだと私は思います。
田村副会長	これは議事録ではない。答申案。議事録とは違う。

光長委員	それは分かっているけど、議事録を見りゃ、ここでどういう審議をされたっていうのは、それが一番よく分かるんでしょう。だから、わざわざその答申にそこまで書かなくてもいいんじゃないですかっていう。 それと、説明会をどの段階でするかですね。結論を出して、もうこうなりますよっていうので説明会するのか、住民の意見を求めてその方針決定に反映させる気があるなら、もう少し前の段階でやるっていうこともあると思うんですけど、今までのこういう方針決定する場合の説明会って、決まってから説明会するケースで、住民の人からやいやい言われるパターンですけど、どうですか。
事務局 小谷	先じて経営戦略の改定の説明会をしましたっていうお話を2回目にして、資料をお配りしてたと思うんですけど。(説明会をしても人が)集まらないし、さっき山脇委員さんが言われたように、入院してる方とか、足の不自由な方だと来られない訳ですよ。そういった方と、あと吉賀町の水道の特色として下須の向こう、新畑地区ですね。津和野町さんの方にもちょっと水を供給してる地域があって、そこは広報(広報よし)も行かないので、基本的に広報っていうのはもうちょっと考えなきゃいけないなというところというのは、事務局としても課題としては認識をしております。そういった所からこういった意見をこう吸い上げるっていうか、集めていくかっていう所をどうしたらいいのかなというところがあるので。具体的にこれがいいっていう妙案がなくて、ちょっと困っているところではあるんですけど、正直。 ですので、こう上がっていくよがいきなり1.3倍だったら、やっぱりある程度収入の少ない人とか年金世帯の方は蓄えをちょっと持つといて頂かないといけないので、早めの広報はちょっとしたいなっていうので、9年度と。そう言うところもあって、値上げを9年度と先に延ばしてる形で経営戦略は立てたんですけども、そこ、広報計画のようなところの中身がなくて、さっきおっしゃられた図表とか絵を入れるっちゃうのは、いいアイデアだなと思うので。自分もやっぱり行政職なので、よその答申案書とか見たんですけど、こう文章が並んでるんで、ちょっとそれに倣ってしまったところがあったなと思うので。図表を入れたりとか、もうちょっと文字の大きさ変えて見出しつけたりとかいうのは、もうちょっと余地があるかなとはちょっとお話を聞いて今感じたところではあるんですが。 じゃ、その答申書を、その、配るのか、その答申書を要約してまたもっと見やすくしたものをじゃあ広報で載せていくのかっていうところまでは、ちょっと、すいません、詰めてませんので。 引き続き、下水の審議があるので、その間もちょっとこう考えながら、時折水道の時間をまた取って頂いてお話できたらいいのかなというところはちょっと思っているところではあるんですけども。
田村副会長	本庁舎と分庁舎と公民館に書いてあるっていうようなことは今までありました。各戸配布というのはあまりやってたことがないが。

事務局 小谷	(今のまま配ると) なかなかページ数が多いと思います、各戸配布すると。やっぱりその配るのは企画課とかにお任せするんで、そっちの調整とかが出てくるので。配る、全戸配布するという点では見やすく、短い方が多分皆様の印象に残りやすいのかなって言うところがあります。広報用の文書としては、広報用の文書でまたちょっと作って、あるならちょっとご意見いただこうかなとは思いますが、答申書としては、基本的に答弁としては、町長にご提出いただいて、それを元にそれを議会に出していくところまでしかちょっと決まってませんので。その先にどうしていくかというところはちょっと、すいません、決まっていませんので。ご提案があれば頂きますので、それは審議頂きまして。
水津委員	どっちにしろ審議の結果、この料金値上げはやむを得ないと判断した。あげるべきとか言っとる訳じゃなくて、やむを得ないと判断したっていう答えだったら、その言いわけの別紙はあるかなと思うんですけど、僕は。やむを得ない、僕は水道料金を値上げしたいですって言われて、その説明をさせて、で、その審議した。だったら僕ら、僕としては、僕は抵抗の証を残したいです。じゃないとやって来てる意味ないんで、上げざるを得ないですっていう話をされて、いや、こうこう僕が言ってたのは上げない方法。ここで模索しようと言っても、上げたくないんで。 それでもやむを得ないと判断したという結果があるんであれば、その抵抗の証を残したいのが僕の意味です。これも言ってくれたんだったんだ。住民説明会に重複したその抵抗勢力が出てくるじゃないですか。なんで上げるんだ。なんでこうなったんだと。いや、それを、審議会で、こういう意見が出て、こういう意見を見せて説明させて頂きましたっていう説明をされる方がいいと思うんですよ。なんで、やむを得ないとか上げざるを得ないっていう結果、答申、答えが出るんであれば、簡単、簡単でもいいんで、その内容の中に、その抵抗した、証を残してほしい。もう、どうやって上げるかっていう話をしたんじゃないくて、僕はどうやったら上がらないかっていう話をしたって思ってるんで、それでも上げざるを得ないっていうのが僕の中。それしか僕の中では答えがないんで。誰がいるかにもよるんですけど、それをやらないと来ている意味はないかなと。住民代表でわざわざ住民、皆さんは行政の経験がある方って聞いたんですけど、僕はないんで、さっき言った通り何も分からない、お金の流れも分からない中で来てるんで、そういう風にして欲しいかなと。 議会とかに行った時に「審議会も上げろって言ってるじゃないか」みたいなことは言わないでほしい。それはちょっと違うぞと。やむを得ないと判断したまでで、何か言い訳とかいるんじゃないかなと。 別に誰も見ない、町長と議会しか見ないんだったら、つけといたらいいんじゃないか。別にそう簡単にする必要ないでしょ、別に。行政の人が見るんだったら。住民が見るんだったら簡潔にして分かりやすくするべきだけど、その上の人が見るんだったら、分かりにくくても目を通してもらうべきなものだし。

山吹会長	ちょっと、１０分ほどお休みにしましょう。あの時計で５０分からやりましょうか。
	(休憩：午前１０時４０分～午前１０時５０分)

(１) 諮問事項について-審議 (急遽、事務局より【資料⑨-2】答申案(たたき台)配布)	
発言者	発言内容
山吹会長	はい、じゃあ。
事務局 小谷	はい、すいません。じゃあ、今配らせていただきましたけれども。はい。ご意見としては、内容は残したいということが大勢を占めていたようになりますと。反対意見を盛り込んでほしい。で、かつ、答申の内容の辺りはちょっと簡潔にしてということですので、最初に答申の内容の方、ちょっと簡潔に書いて、その後、付帯意見の方に入っていく。そして、裏をめぐっていただいて、最後の３番というところで、答申書本体の中に審議の内容を組み込む形で皆様の意見を乗せていって、ここに反対意見も組み込んでいって、で、この意見が出た中で整理した結果、こうなりましたという結論を、詳細の方、入っていくような構成でいかがでしょうか、ということでお配りさせていただきました。
山吹会長	はい、じゃあ皆さんちょっと目を通してみましょう。
山吹会長	ちょっとすいません。３番の審議の内容というか、審議会での意見で、これ今から書くということで、
事務局 小谷	これは、また書くということで。はい。 １回目に配ったものを持っていきつつ、また、水津委員さんの言う反対点のところもちょっと書かせて頂けたらと思っております。
山吹会長	皆さん、いかがでしょうか。これを、読まれまして、
事務局 小谷	もしかしたら今日の結論にはならないのかもしれないですが。はい、いいものを作っていけたらと思います。
山吹会長	大分すっきりしていいですね。ちょっと私、周知の徹底で、上から３行目の「据え置かれた経緯もあるので」ではなくて、「据え置かれた経緯もあり、」の方がいいと思うんですけど、皆さんどうでしょうか。 全体的に皆さんちょっとご意見を頂いたらと思います。
光長委員	はい。なんとも言いようがないです。おそらくボリュームがでかいの。そう、今までの流れが。それを答申書として「入れる」か「入れないか」という話なので。それならこれは「入れて」ということですよ。
事務局 小谷	これは「入れて」になってます。光長委員さんがさっき付帯意見として分けてってというようなことを仰られていたと思うんですが、そこはちょっと委員さんの方のお話で決めて頂けたらと思います。今はまだ「入ってる」状態で、

	ちょっと並べ替えただけなので、
山吹会長	この3番のところに、これがズルズルっと入るということよね。
事務局 小谷	はい。あとは意見のところはあるんですけど、4ページが長いのかこれが短いのがちょっと分からないですけど、これを図表に置き換えていくのかとか。
光長委員	審議会が（値上げを）決定する訳じゃないけど、あと本音のところで言うと、審議会でやって出た答申を大幅に変えられることは多分ないかもしれないんですけど、最終的に決めるのはあくまでも管理者、議会が議決する訳、決める訳で。この審議会の答申どおりになるかどうかというのは別の話だけど、答申を各戸配布するのかどうかというのを決めておかないとどういう体裁にするか決まらないと思う。
山脇委員	その部分については審議会で決めることではないと思うので、審議会として、この答申書を出す上で、これを入れて出してほしいかっていうのは、その、ここで出た意見をちゃんとこういう意見が出たっていうことを出してほしいという話をしてる訳であって、それを配布するかどうかという部分については、今光長委員さん言われたみたいに、審議会で決めれることではないから、別にその分はいいと思うんですよ。で、ここの審議会では、この審議会で出た意見についての内容をきちんと出してほしいという。この中では意見が出てるっていうことですので、その後の取り扱いについてどうされるかっていうことはここでは決められないことだと思いますのでね。審議会としては、この出た意見についてはきちんと分かるように出してほしいという意見が出てるという風に、出してほしいという風に私は思っていますので。 その次の段階は行政の方で決められることだと思います。 付帯意見については、町民が考えてるようなことを審議会でもちゃんと意見を、話し合いをしたんだってということが分かるという風には示してほしいと思います。
山吹会長	ちょっと色々意見を頂きましたが、皆さんの意見の中では、どういうことを話をしたんだよっていうところを形にしてほしいと、記してほしいという意見がかなりありますので、この審議の内容というところに、2ページからありますが、2、3、4ページとありますが、そこの中に当て込んで出しましょうか。審議の内容というところに2、3、4ページに私たちがやってきたことを書きましょうか。そういう形でよろしいでしょうか。
田村副会長	確かに、4ページの第2段落か、県やら町というのは言ってるよね。国や県への財政支援要望の強化について。それだから文章は省いてもいいのかなという気がします。
山吹会長	また、この今、田村副会長さんが言ってるこの、付帯意見の辺まで書いてあるの、これと被らない、被ってるところちょっと削除していただいて、もうちょっと、簡潔って言い方ちょっと語弊があるかもしれませんが、被

	らないようにしたら、いいかな。
山脇委員	今出していただいた答申案はこの１枚で、この下の方に意見を入れて、このペーパーが２枚になったとしても、この、ここから、下からもう１枚の表側で、今後ろの方に名簿を入れるのであれば、そのペーパー２枚にして、その中で意見を収められる形にまとめて作って頂けたら。
山吹会長	ん。これが１ページ２ページで？
山脇委員	１ページ２ページでこの今の、この前に頂いた分の３、４ページの分がありますよね。意見が出たやつがありますよね。意見が出ている分を纏めてこの答申案の新しく作っていただいた分を後ろの方に纏めて作っていただいて、最後の方に名簿が入るという
山吹会長	３、４ですね。だから２ページのところはもうカット。
山脇委員	２ページは今の最初の分の資料ですよ。最初の資料の２ページですよ。この２ページは、今のこの答申案の、新しい答申案の内容、それから改定時期、付帯意見、その文が書いてありますよね。ここの部分のところの中に入る内容だと思うので、その答申のこの３ページの審議の内容でいろんな出た意見っていうのを、審議の内容のこの意見のところに纏めていただいて、ペーパー２枚で仕上げる形にしてもらえたらいいんじゃないかと。そうすると、今のこの４ページの部分の文章がなんか長いところを少しコンパクトに纏められると。
田村副会長	審議会の開催状況にも入れるんでしょ。
山脇委員	そう。委員の名簿も一緒にしていく。纏めれば丸々１ページは意見をいれることはできると思うんです。
光長委員	ページの制限は、とりあえず。案をもう１回作ってもらって、それを見て考える。内容的には全然あれなん。体裁の話ばかりして。取り扱いについてはそれはもう公表するとかせんとか、配布するとかせんとか、事務局にもう任せ方向で。山脇委員さんが言われたようにここで話してもどうしようもないのでいいかなと思います。内容的な部分についてはちょっともう１回きっちり作ったものを判断するようにさせてもらおうとありがたいです。ちょっとすぐ結論出んけど。
山吹会長	今いろいろ意見が出まして、一応ページ制限はないということで、この最初の答申の内容とか付帯意見の辺までは書いて、このままで。それで、３の審議の内容の部分で３ページ、４ページの意見をですね、ちょっとこう、付帯意見と被っているところはちょっと削除して頂いて、ちょっと精査して頂いて、これに打ち込んでもらったらいいんじゃないかということによろしいでしょうか。それで、やってみて頂いてよろしいですか。 日にちはどのくらい要りますか。あの、なるべくですね。もう間隔あけると、つつい忘れてしまうから。
事務局 小谷	事前送付がよろしいですか。

山吹会長	やっぱし事前にちょっと早めに頂いたら、ちょっと私も読んで文言を直したりしよったんですよ。で、うん、ちょっとそういう風だったらすぐこうこうしたらどうだろうかって意見を言えば、皆さんスムーズに進むんだと思いますので、事前に送付を。開催ね、三日前くらいには欲しいね。いっぺんに頭に入らないから。ということでどうでしょうか。皆さんもう一度案作っていただいて、皆さんにまたそれを見て頂いて、集まって、ここをこのように、ここをこのようにということで最終的に作り上げて、答申書作成を完了したらと思うんですが、それでよろしいでございましょうか。 その中でですね、水津委員さんが言われてましたけど、私らはもうこの、初めから、それは最初から上げなきゃいけないよなと集まったんじゃない、こう皆さんの意見や説明なんか聞いて、こう、色々なすり合わせなんかして、やっぱりちょっと上げていかないとヤバいなっていう結論に達しましたっていうところを、なんかこう、議事録読めば出ていると思うので、そういうようなところを、上手に入れて頂いたらよろしいんじゃないかと思うんですけども。
------	--

3. 次回の日程調整について

発言者	発言内容
山吹会長	じゃあ、次回はいつにしましょうか。…2週間後？
事務局 河野	ちょっと17日がですね、こちらのちょっと都合が悪いところがありまして。そうですね、そう、24日。24日は？
山吹会長	24日でいいですか。委員さんいいですか。
山脇委員	23日、25日でも大丈夫です。24日はちょっと予定が入って。
山吹会長	23日、大丈夫なんですか。
山脇委員	大丈夫です。午前中がいいですよ。
山吹会長	午前中にやりましょうよ。昼からはちょっと。
山脇委員	22日か25日、26日の午前中だったらいいです。
山吹会長	光長委員さんはどうですか。
光長委員	その三つで言うと26日しか。
山吹会長	田村副会長さんは？
田村副会長	私は26～7日がダメです。
山吹会長	それでは、もう1週遅らしましょうか。31日は？
光長委員	ダメです。
山吹会長	29日？
田村副会長 光長委員 山脇委員	大丈夫です。
山吹会長	水津委員さんはどうですか。

水津委員	多分、大丈夫です。
山吹会長	役場のほう大丈夫ですか。２９日。よろしいですか。
事務局 小谷	はい、大丈夫です。

４．その他-特になし

５．閉会

発言者	発言内容
山吹会長	はい。じゃあ、２９日の月曜日、９時半からでよろしいですか。 じゃあ、次回は７月の２９日９時半からということで。 これでちょっとまあ、出来たら早めに案を送っていただいたら助かります。よろしく願いいたします、事務局の方も。 はい、いいですか。大丈夫ですね。はい。それでは、委員の皆さん、事務局の皆さん、朝早くから貴重な意見等を出して頂きましてありがとうございました。 これでかなりのものが出てくるんじゃないかと思しますので、またいい答申ができる、また自分の意見がちゃんと反映されているのかチェックしていただいてですね、いい答申を作りたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

※（カッコ）書きのところは事務局による補足です。